



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 旭テック株式会社
代表者名 執行役社長 入交 昭一郎
(コード：5606、東証第 1 部)
問合せ先 執行役 経営企画部長 神谷 明
(TEL. 0537-36-3103)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月開催予定の第 105 回定時株主総会と同日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本臨時株主総会等」と総称します。）の基準日（平成 24 年 4 月 27 日）を、平成 24 年 3 月 29 日付けでお知らせいたしました。この度、当社取締役会において、本臨時株主総会等の開催日時、場所及び付議議案の詳細等を決議しましたのでお知らせいたします。

即ち、当社取締役会は、本臨時株主総会等を平成 24 年 6 月 27 日（水）午後 1 時より、当社本社研修センター（静岡県菊川市堀之内 547 番地 1）において開催すること、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1（1）変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、本臨時株主総会に付議すること、並びに種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更については、本種類株主総会に付議すること等をそれぞれ決議いたしました。付議議案の詳細等につきましては下記「I. 定款一部変更」に記載のとおりです。

また、後述の「Ⅲ. 上場廃止の予定について」のとおり、本臨時株主総会等において上記定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得が原案どおり可決承認された場合には、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成 24 年 6 月 27 日から平成 24 年 7 月 27 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証において取引することはできません。

記

I. 定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

(1) 変更の理由

当社の平成 24 年 2 月 4 日付け公表文書「ATCホールディングス 2 号株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び平成 24 年 4 月 6 日付け公表文書「ATCホールディングス 2 号株式会社による当社株券に対する公開買付け（第 2 回）の結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ATCホールディングス 2 号株式会社（以下「ATCH2」といいます。）は、平成 24 年 1 月 6 日から平成 24 年 2 月 3 日までの 20 営業日を公開買付期間とする当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本第一回公開買付け」といいます。）、及び平成 24 年 2 月 13 日から平成 24 年 4 月 5 日までの 38 営業日を公開買付期間とする当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本第二回公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、平成 24 年 4 月 11 日（本第二回公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 659,231,399 株（当社の平成 24 年 2 月 10 日時点の発行済株式総数 712,940,223 株に対する割合：92.47%）を保有するに至っております。

ATCH2 は、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドがその発行済株式の全てを保有している株式会社です。ATCH2 の平成 23 年 12 月 28 日付け公表文書「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 24 年 2

月 10 日付け公表文書「旭テック株式会社普通株式に対する公開買付け（第二回）開始に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、ユニゾン・キャピタル・グループは、投資先の企業価値向上に向けた取り組みを支援する中で蓄積されたノウハウの提供や、広範なネットワークを活用した人材面でのサポート等を行うこと等により、当社の更なる成長を成し遂げるべく、当社をユニゾン・キャピタル・グループの 100%傘下とすることを企図しているとのことです。

一方、当社といたしましても、当社の平成 23 年 12 月 28 日付け公表文書「ATCホールディングス 2 号株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」及び平成 24 年 2 月 10 日付け公表文書「ATCホールディングス 2 号株式会社による当社株券に対する公開買付け（第 2 回）に関する賛同意見表明及び応募推奨のお知らせ」でお知らせしましたとおり、第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券株式会社から取得した当社の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンや、独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言等を踏まえ、当社取締役会がその小委員会として設置した特別委員会の答申書を最大限尊重しつつ、企業価値向上、取引条件の公正性の確保、公正手続を通じた少数株主への配慮等の観点から、ユニゾン・キャピタル・グループからの買収提案を慎重に検討してまいりました。その結果、かかる提案については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解され、経営の舵取りを今まで以上に自由に行うことを可能とするものであって、短期的に予想されるリスクにとらわれず中長期的な事業の成長を追求できるようになることなどから、今後の当社の経営にメリットがあるとの結論に至りました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会等においてご承認をいただくことを条件として、当社をユニゾン・キャピタル・グループの 100%傘下とするため、以下の①ないし③の方法（いわゆるスクイーズアウト。以下「本普通株式全部取得手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款を一部変更し、普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式とは別に、定款変更案第 10 条の 21 に定める内容の甲種種類株式（以下「甲種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合、その取得の対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに甲種種類株式を 0.0000000307 株（100 億分の 307 株）交付するものとします。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議により、当社は、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに甲種種類株式を 0.0000000307 株（100 億分の 307 株）交付いたします。なお、この際、ATC H 2 以外の株主の皆様へ交付される甲種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。（交付される甲種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主については、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。）

「定款一部変更の件－1」は、本普通株式全部取得手続のうち上記①を実施するものであり、上記②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引換えに交付する普通株式とは別の種類の株式（甲種種類株式）を発行できる旨の定めを新設するほか、所要の変更を加えるものです。また、これまで当社は現行定款第 7 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数と規定していたところ、同条は、当社普通株式並びに A 種優先株式及び B 種優先株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられる甲種種類株式については 1 株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、本種類株主総会において「定款一部変更の件－1」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 21 億 335 万 9,340 株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については 21 億 335 万 9,340 株、A 種優先株式については 2,857 万 2,000 株、B 種優先株式については 8,000 万株とする。</p> <p>第 7 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 21 億 335 万 9,340 株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については 21 億 335 万 9,340 株、A 種優先株式については 2,857 万 2,000 株、B 種優先株式については 8,000 万株、<u>甲種種類株式については 25 株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の<u>普通株式、A 種優先株式、及び B 種優先株式の単元株式数は 1,000 株</u>とし、<u>甲種種類株式の単元株式数は 1 株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A 種優先株式</p> <p>第 10 条の 2 (A 種優先配当金およびその上限額) 当社は、剰余金の配当をするときは (配当財産の種類を問わない。)、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載の A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該基準日 (同日を含む。) までの期間に関して年 1 円 75 銭の金額につき年 365 日 (当該事業年度に閏月を含む場合は年 366 日) の日割計算を行って算出される額 (1 銭未満切捨て) の配当金 (以下「A 種優先配当金」という。) を支払う。</p> <p>ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当金が支払われた場合においては、かかる A 種優先配当金を控除した額とする。A 種優先配当金は、A 種優先株式発行後 7 年以内に開始する 7 事業年度 (以下「A 種優先配当事業年度」という。) に関してのみ支払うものとし、それ以降の事業年度においては支払わない。ただし、次条に基づく A 種累積未払配当金については、A 種優先配当事業年度およびそれ以降に到来する事業年度の剰余金をもって支払をなすことができるものとする。</p> <p>第 10 条の 3 (累積条項) 当社は、第 10 条の 2 に基づき、A 種優先配当事業年度に関して A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して支払う A 種優先配当金の全部</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A 種優先株式</p> <p>第 10 条の 2 (A 種優先配当金およびその上限額) 当社は、剰余金の配当をするときは (配当財産の種類を問わない。)、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載の A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) および<u>甲種種類株式を有する株主 (以下「甲種種類株主」という。) または甲種種類株式の登録株式質権者 (以下「甲種登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該基準日 (同日を含む。) までの期間に関して年 1 円 75 銭の金額につき年 365 日 (当該事業年度に閏月を含む場合は年 366 日) の日割計算を行って算出される額 (1 銭未満切捨て) の配当金 (以下「A 種優先配当金」という。) を支払う。</p> <p>ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当金が支払われた場合においては、かかる A 種優先配当金を控除した額とする。A 種優先配当金は、A 種優先株式発行後 7 年以内に開始する 7 事業年度 (以下「A 種優先配当事業年度」という。) に関してのみ支払うものとし、それ以降の事業年度においては支払わない。ただし、次条に基づく A 種累積未払配当金については、A 種優先配当事業年度およびそれ以降に到来する事業年度の剰余金をもって支払をなすことができるものとする。</p> <p>第 10 条の 3 (累積条項) 当社は、第 10 条の 2 に基づき、A 種優先配当事業年度に関して A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して支払う A 種優先配当金の全部</p>

現行定款	変更案
<p>または一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者に先立ってこれをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に支払う。</p> <p>第10条の4（参加条項） 当社は、A種優先配当事業年度に関して、普通株主または普通登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額の剰余金の配当を行った後さらに残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払われる1株当たり配当金のうちA種優先配当金を超える金額を支払う。</p> <p>第10条の5（残余財産の分配） 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき77円およびA種累積未払配当金相当額を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>または一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に先立ってこれをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に支払う。</p> <p>第10条の4（参加条項） 当社は、A種優先配当事業年度に関して、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額の剰余金の配当を行った後さらに残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に対して支払われる1株当たり配当金のうちA種優先配当金を超える金額を支払う。</p> <p>第10条の5（残余財産の分配） 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき77円およびA種累積未払配当金相当額を普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に先立って支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>
<p style="text-align: center;">第2章の3 B種優先株式</p> <p>第10条の11（B種優先配当金およびその上限額） 当社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載のB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間に関して1年当たりB種優先株式1株の払込金額（<u>B種優先株式が複数回に分けて発行される場合には初回の払込金額</u>）に0.025を乗じた金額（1銭未満切捨て）につき年365日（当該事業年度に閏月を含む場合は年366日）の日割計算を行って算出される額（1銭未満切捨て）の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。 ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当金が支払われた場合においては、かかるB種優先配当金を控除した額とする。B種優先配当金は、B種優先株式発行後7年以内に</p>	<p style="text-align: center;">第2章の3 B種優先株式</p> <p>第10条の11（B種優先配当金およびその上限額） 当社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載のB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間に関して1年当たりB種優先株式1株の払込金額（<u>285円</u>）に0.025を乗じた金額（1銭未満切捨て）につき年365日（当該事業年度に閏月を含む場合は年366日）の日割計算を行って算出される額（1銭未満切捨て）の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。 ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当金が支払われた場合においては、かかるB種優先配当金を控除した額とする。B種優先配当金は、B種優先株式発行後7年以内に</p>

現行定款	変更案
<p>開始する 7 事業年度（以下「B 種優先配当事業年度」という。）に関してのみ支払うものとし、それ以降の事業年度においては支払わない。ただし、次条に基づく B 種累積未払配当金については、B 種優先配当事業年度およびそれ以降に到来する事業年度の剰余金をもって支払をなすことができるものとする。</p> <p>第 10 条の 12（累積条項） 当社は、第 10 条の 11 に基づき、B 種優先配当事業年度に関して B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して支払う B 種優先配当金の全部または一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「B 種累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者に先立ってこれを B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に支払う。</p> <p>第 10 条の 13（参加条項） 当社は、B 種優先配当事業年度に関して、普通株主または普通登録株式質権者に対して B 種優先配当金と同額の剰余金の配当を行った後さらに残余から剰余金の配当を行うときは、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して、B 種優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払われる 1 株当たり配当金のうち B 種優先配当金を超える金額を支払う。</p> <p>第 10 条の 14（残余財産の分配） 当社は、残余財産の分配をするときは、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して、B 種優先株式 1 株につきその払込金額（<u>B 種優先株式が複数回に分けて発行される場合には初回の払込金額</u>）に 1.1 を乗じた金額および B 種累積未払配当金相当額を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払う。 B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>開始する 7 事業年度（以下「B 種優先配当事業年度」という。）に関してのみ支払うものとし、それ以降の事業年度においては支払わない。ただし、次条に基づく B 種累積未払配当金については、B 種優先配当事業年度およびそれ以降に到来する事業年度の剰余金をもって支払をなすことができるものとする。</p> <p>第 10 条の 12（累積条項） 当社は、第 10 条の 11 に基づき、B 種優先配当事業年度に関して B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して支払う B 種優先配当金の全部または一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「B 種累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に先立ってこれを B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に支払う。</p> <p>第 10 条の 13（参加条項） 当社は、B 種優先配当事業年度に関して、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に対して B 種優先配当金と同額の剰余金の配当を行った後さらに残余から剰余金の配当を行うときは、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して、B 種優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に対して支払われる 1 株当たり配当金のうち B 種優先配当金を超える金額を支払う。</p> <p>第 10 条の 14（残余財産の分配） 当社は、残余財産の分配をするときは、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して、B 種優先株式 1 株につきその払込金額（<u>285 円</u>）に 1.1 を乗じた金額および B 種累積未払配当金相当額を普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に先立って支払う。 B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章の 4 優先順位</p> <p>第 10 条の 20（配当金および残余財産分配等の優先順位） A 種優先株式および B 種優先株式に係る優先配当金、累積未払配当金、参加条項に基づく剰余金の配当ならびに残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章の 4 優先順位</p> <p>第 10 条の 20（配当金および残余財産分配等の優先順位） A 種優先株式および B 種優先株式に係る優先配当金、累積未払配当金、参加条項に基づく剰余金の配当ならびに残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。 <u>普通株式および甲種種類株式に係る配当金の支払順位は同順位とする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第2章の5 甲種種類株式</u>
(新設)	<u>第10条の21 (甲種種類株式)</u> 当社は、残余財産を分配するときは、甲種種類株主または甲種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、甲種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者および甲種種類株主または甲種登録株式質権者に対して、普通株式1株あたりおよび甲種種類株式1株あたり、同額の残余財産の分配を行う。
(新設)	<u>第10条の22 (準用規定)</u> <u>第11条 (招集時期に関する部分を除く。)</u> 乃至第16条の規定は、甲種種類株主総会についてこれを準用する。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－2」に係る議案は、上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」でご説明申し上げました本普通株式全部取得手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる甲種種類株式を0.0000000307株(100億分の307株)交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、当社から当該取得の対価としてATC H 2以外の全部取得条項付普通株式の株主の皆様へ交付される甲種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年8月2日をもって、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件－1」による変更後の定款	変更案
(新設)	<u>第2章の6 普通株式</u>
(新設)	<u>第10条の23 (全部取得条項)</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、甲種種類株式を0.0000000307株(100

「定款一部変更の件－1」による変更後の定款	変更案
(新設)	<u>億分の 307 株) 交付する。</u> <u>第 10 条の 24 (準用規定)</u> <u>第 11 条 (招集時期に関する部分を除く。) 乃至第 16 条の規定は、普通株主による種類株主総会についてこれを準用する。</u>
第 8 章 附 則 (新設)	第 8 章 附 則 <u>第 41 条 (経過規定)</u> <u>第 2 章の 6 (普通株式) の新設は、平成 24 年 8 月 2 日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本条は同日の経過をもってこれを削除する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得」の件に係る議案は、上記「I. 定款一部変更 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」においてご説明申し上げました本普通株式全部取得手続のうち③を実施するものであり、会社法第 171 条並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる甲種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、甲種種類株式を 0.0000000307 株(100 億分の 307 株) 交付するものといたします。当該交付がなされる甲種種類株式の数は、上記のとおり、ATC H 2 以外の各全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して当社が交付する甲種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対する甲種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の甲種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づく裁判所の許可を得て ATC H 2 に売却すること、又は同項及び同条第 4 項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の甲種種類株式の売却価格につきましては、各全部取得条項付普通株式の株主の皆様が、別途定める基準日（下記「2. (2) 取得日」において定める取得日である平成 24 年 8 月 2 日の前日を予定しております。）において保有する当社全部取得条項付普通株式の数に 33 円（本第二回公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が当該株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。（但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、別途定める基準日（取得日の前日を予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、甲種種類株式を 0.0000000307 株（100 億分の 307 株）交付いたします。

(2) 取得日

平成 24 年 8 月 2 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件としてその効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと思います。

III. 上場廃止の予定について

当社普通株式は、現在、東証市場第一部に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東証の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成24年6月27日から平成24年7月27日まで整理銘柄に指定された後、平成24年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証において取引することはできません。

IV. 本普通株式全部取得手続の日程の概要（予定）

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	平成24年4月12日(木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成24年4月27日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成24年5月17日(木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年6月27日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件－1」)の効力発生日	平成24年6月27日(水)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年6月27日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年6月28日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件－2」)の公告	平成24年6月28日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成24年7月27日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成24年7月30日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付に係る基準日	平成24年8月1日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件－2」)の効力発生日	平成24年8月2日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付の効力発生日	平成24年8月2日(木)

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、平成24年2月10日に改定したコーポレートガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に記載のとおり、当社の事業運営上の独立性を確保するため、以下の対応を行っております。

すなわち、ユニゾン・キャピタル・グループが当社を100%傘下とする取引の一環をなす、本第一回公開買付け、本第二回公開買付け、及び本普通株式全部取得手続の公正性を担保するための措置（公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。）として、当社は、平成24年2月10日付け当社公表文書「A T Cホールディングス2号株式会社による当社株券に対する公開買付け（第2回）に関する賛同意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「2.（5）買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置」に記載したとおり、①独立した第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券株式会社から、当社の株式価値算定書及び本第二回公開買付けの買付け価格が財務的見地から株主にとって公正である旨のフェアネス・オピニオンを取得し、②利害関係を有しない取締役で構成する特別委員会を設置して検討にあたり、その答申書を取得し、③独立した法律事務所であるアンダーソン

ン・毛利・友常法律事務所の法的助言を受け、④利害関係を有しない取締役によって最終的な当社の意見表明の決定を行っております。

また、当社は、本件取得の公正性を担保するために、上記「Ⅱ. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」のとおり、甲種種類株式を売却することによって得られた金銭をその端数に応じて各株主の皆様へ交付する場合における各株主の皆様へ交付される売却価格につき、各株主の皆様が、別途定める基準日（上記「Ⅱ. 2. (2) 取得日」において定める取得日である平成24年8月2日の前日を予定しております。）において保有する当社全部取得条項付普通株式の数に33円（本第二回公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。（但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）

当社は、以上を踏まえ、本件取得は、少数株主にとって不利益なものではないと判断しており、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」にも適合するものと考えております。

なお、上記のとおり、当社は、本第一回公開買付けに対する意見の表明及び本第二回公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本第二回公開買付け後に本件取得が行われる予定であることを前提に上記特別委員会から上記答申書を取得しております。本件取得に際し、当社は、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりませんが、当社取締役会は、特別委員会の答申後これまでに、同答申の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同答申は引き続き有効であると考えております。

以 上